

奈良市地域林政アドバイザー業務委託仕様書

1. 委託業務名 奈良市地域林政アドバイザー業務委託

2. 委託期間 委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 事業目的

森林整備や木材利用の促進は、地球温暖化防止のみならず国土保全や地方創生、快適な生活環境の創出につながる。しかしながら、森林現場には森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった林業の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。

平成 29 年度より「市町村主体の森林整備」の具体策について林野庁より考え方が示され、市町村の体制に関する取組について地域林政アドバイザー制度が推奨される事になった。

市主体の森林整備を図る上において、林務行政全般にわたった円滑な執行は不可欠なものであるため、本事業業務委託により、専門的な知見に基づく支援により奈良市（以下、本市という）の森林整備に関する推進体制の強化を目的とするものである。

4. 地域林政支援活動の内容

①森林情報の整理（森林経営意向調査結果、過去の施業状況の整理等）業務

本市に蓄積されている意向調査結果や伐採届などの情報を整理して、「どの場所に整備の手が入っているのか、または入っていないのか」を整理する。「整備がされていない場所」を明らかにして、今後の対策を検討するための準備を行う。これらは「施業放置林の抜本的解決のスキームづくり」項目の基礎となる。

②本市が推進する「自伐型林業の担い手」育成・定着支援業務

「自伐型林業の担い手」が本市内で施業を実施するために必要な補助制度の整理や、施業実施場所の抽出など、本市が行う「林業担い手確保・育成事業」の受託者と連携した業務を行う。また、将来的に本市に拠点を置く自伐型林業者の集団（協議会等）が担い手育成を行うなど、今後の本市における自伐型林業展開の検討を行う。

③施業放置林の抜本的解決のためのスキームづくり

山林の「本市への寄付制度」の可能性、「森林経営管理制度に基づいた集約化・集積計画立案」の可能性を整理し、施業放置林を減らすスキームづくりを行う。

④地域の森林資源が循環するシステムの検討及び構築

将来的に施業放置林の整備を進める際の「間伐材を有効利用するシステム」を検討する。具体的には市内外の薪ストーブ・薪ボイラーユーザーなどを対象とした薪販売体制システムを検討・構築する。

⑤森林経営管理制度に係る事務の指導・助言業務

本市が意向調査を行う場合のサポート、意向調査に基づく集約化・集積計画の策定を行う場合のサポートなど、森林経営管理制度において自治体の業務とされている事業全般に対するサポートを行う。

業務実施に際しては、契約締結後に速やかに十分な打合せ協議を行いながら対象業務を進めていくものとする。なお、市が所有するデータについては可能な限り提供する。

5. 履行場所

本市農政課内にてアドバイザー業務を履行するものとし（月2回程度）、その他は受注者の執務室及び本市内にて実施。

6. 成果物 (1)月2回の本市内（農政課内を含む）での業務についての実績報告書

(2)現場での指導実績報告書

(3)4の地域林政支援活動の内容（①から⑤）についての各成果報告書

7. 留意事項

(1)守秘義務 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本市の指示に従うこと。

(2)個人情報の取り扱い 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3)疑義の解消等 業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者と協議し承認を得ること。

(4)その他留意事項 本業務成果物については、明白な成果を示すことが出来ない取組もあるため、取組過程や取組に要した内容、人員の記録、出務等により結果を判定するものとする。本市は、本業務の内容の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて業務の遂行に当たること。

(5)その他 仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について本市と受託者間で協議し内容を共有するものとする。